立場が、もっぱら、『資本論』的範域での方法論の領域に終始

れなりの理由もかんがえられるのである。論争は、それぞれの れてとりあげられた感をぬぐいえない。とはいえ、それにはそ

ての検討としてではなく、プラン論争の片隅のなかに矮小化さ

し、みずからの方法がいかなる実質的体系と結論とをうむかと

書

評

広田司朗『ドイツ社会民主党と財政政策』

怜

Ш

ならんで、財政学方法論にかんする論争は、批判的検討に値す えば、価値論論争、恐慌論論争、窮乏化論争、社会政策論争と る重要論点をふくむものであるにもかかわらず、それ自体とし 第二次戦後のわが国経済学界におけるさまざまの論争、たと

資本論プラン」論者のプラン・フェティシズム」に埋没したい なる事実の森をいたずらにかけめぐる学問的盲目の無意味さを あろうといっていえなくはない。しかし、一方、われわれは、 わば財政学における方法フェティシズムにおちいってしまうで った。論争をおなじ形式で追求するのは、「わが国における「 いう確固たる根拠を欠如したものとして展開されたきらいがあ たんなる実証分析や計数調査に身を投じてしまうという、尨大

> なる書評の域をこえたものであるかも知れない。評は、このようなわたしの興奮を基礎とする一文であり、たん た。けれども、主として、イギリスに研究領域をさだめている(。) きのひとつが、マルクスなりエンゲルスなりの財政もんだいへ はなく、それがいかなる方向において論定されなければならな 木もみていないのである。方法論が検討されてならないので に、本書があらわれ、わたし自身の一九世紀ドイツへのひめや も、十分にかえりみる余裕がないのであった。そうしたとき げんざいのわたしには、かかるもんだいをつよく意識しながら のさいの理論と実践のかんけいにかんする脈絡についても、 で、あらためて再構成されることであるとかんがえ、また、そ の接近を、『資本論』のみならず、かれらの全著作と行動のなか かの論争をたんなる自慰におわらせないためには、必要な手続 いかということなのである。わたしは、こうした観点にたって くてはならない。そうでなければ、森もみえず、森における個 にもかかわらず、眼は、集約的な視点としての地位を確保しな れ鍛錬され鋳なおされなければならないのもたしかであるが、 をもたなければならない。もちろん、眼は、森のなかで点検さ も知っているはずである。森にはいるまえに、人は、一定の眼 かな研究意欲を一層かきたてられてしまったのである。この書 んたんな基本視角の提示ではあるが、試論をのべる機会をもっ 々の木々の役割もみえない。木をみて森をみないというのは、

(1) たとえば、遊部久蔵編著『『資本論』研究史』 (一九五八

(五七二) 一〇三

ろう。 といったものがおおく、ここでは言及しないのが至当であ 年)をみよ。そのど、財政学者自身による論争の整理・拡充が こころみられてきてはいるが、いまのところ、未完である

(2)佐藤金三郎「「経済学批判」 体系と 『資本論』 ―― 『経済 学批判綱要』を中心として――」『経済学雑誌』第三一巻第 五・六号、五九ページ。

(4) 以下では、残念にも右の小稿執筆時に出版されていな (3) 小稿「財政思想と財政政策-かった本書の叙述をとおして、 曆記念論文集)所収。 の必然性――」「経済政策の現代的課題」(大泉行雄博士還 ―政策論の方法と思想史

問題意識と編別構成

たることにもなるだろう。

わたしの結論のひとつをか

多少とも立ち入ってみたいということが、研究の過程において

どなされていないといい切ることができよう。この点の解明に

れ……少なくとも財政問題についていえば、その検討はほとん にかんする批判においても、その多くが下部構造の問題に限ら の批判に重点をおくものであったといえる」し、「理論的側面

あらわれた私の第三の問題点であった。」「私の第四の問題」

ない問題だろうか」ということ、第二に、「方法論的吟味にも った」というような「はたして社会主義財政思想は語るに足ら にとっては、たとえば租税問題は俗物の関心事にほかならなか いて展開する。「私の素朴な第一の疑念」は「科学的社会主義 とづいてその財政論を展開する場合に、少なくとも科学的社会 体化したといわれる社会民主党の財政思想を考察することは、 主義を理論的支柱とし、しかもその主張を一個の政策体系に具 著者は、みずからのゆたかなもんだい設定を、はしがきにお

> との問題になんらか寄与するものがあるのではないだろうか。 に、検討されなければならないにもかかわらず、「第二インタ もつ「ドイツ社会民主党」は、修正主義の体系的批判のため について、なんらかの示唆が経験的に与えられはしないだろう か」であり、また、「修正主義思想の先駆者としての役割」を いわゆる理論の意味について、そしてまた理論と政策との関係

ーにおける修正主義批判は、多くはきわめて実践的な立場から

とくに社会民主党がその財政的主張を政策にまで引き上げた場 は「財政が政治と経済の交流の場である」から「財政問題を取 ドルフ・ワグナーのあいだに「関連があるかどうか、あるとす 政学者と同じ土壤の上に、ほぼ同じ時期にあらわれ出た」社会 合、当然政策主体としての政治権力が問題とならざるをえなか 扱うことは、いきおいわれわれを政治権力の問題に向わせる。 ればどのような関係が存在するか」という点であり、第六は、 民主党と、前者の代表的学者で自己を国家社会主義とよんだア った。」との点の考察である。第五は、「いわゆる社会政策的財 「とくに二、三、四の問題点と関連する。上述の問題意識は、

ずにはおかない。私見によれば、それは多くの場合、改良主義 とろがありはしないだろうか」のもんだい意識である。 改革論のような部分的改革論の本質照明になんらか寄与すると にまたこのような理解が、たとえば現在問題となっている構造 題の本質的性格を例証することになりはしないだろうか。さら のそれぞれの立場を考察することによって、改めてこれらの問 問題をいかにうけとめたかという問題は、それをうけとめる側 い。このように理解するとして、社会民主党が財政ないし租税 あるいはブルジョア的イデオロギーの枠内を出るものではな デオロギーが本来どのような性格をもつかという問題を提起せ 諸見解、ことにその政策的主張あるいはまた財政学に関するイ 向を示すものである」が、「このことは、財政問題にかんする かぎりにおいて、政策主体としての党を中軸にすえた分析の方 社会民主党がいかなる立場でその政策を展開したかを追求する

である。 ざるをえなかったことを反映して、本書編別構成はつぎのよう ツ帝国の財政に」、「時期的に問題を第一次大戦前に限定」せ て租税および予算問題に、財政政策史考察の場を主としてドイ 「個人的事情」によって、考察対象を「財政全般でなく主とし こうしたもんだい意識をもってすすめられた研究は、著者の

ドイツ社会民主党の財政政策 第二帝政ドイツと社会民主党 ビスマルク体制下の財政政策

広田司朗『ドイツ社会民主党と財政政策』

第四章 第三章 第二章 新航路政策の時代 結集政策と社会民主党 シュテンゲルの財政改革

ジードーの財政改革

第六章 第五章 第一次大戦前の財政問題

第一章 予備的考察 第二部

ドイツ社会民主党の財政思想

間接税の否定

第三章 直接税の要求

第四章 予算および租税の協賛

る歴史叙述にあて、第二部は、その財政政策の思想的根拠の分 みられるごとく、第一部は、社会民主党の財政政策にかんす 第五章 社会民主党の財政思想

第一部の主要内容

析にあてられる。

階級の利益や大工業資本の世界市場進出を促進した。「改革の マルクは、帝国消費税収入と保護関税政策にもとづくユンカー ク体制の財政政策とこれにたいする党の対決を説明する。ビス のべ、第一章は、党成立より『エルフルト綱領』までのビスマル 八七五年ゴータにおける合同によるドイツ社会民主党の成立を つき言及しつつ、著者は、ラッサール派とアイゼナッハ派の一 序章において、第二帝政ドイツの政治と経済と財政制度とに

(五七三) 一〇五

第三十五巻 第四日

(五七四) 一〇六

シュタイン約款――邦国分担金に参与する基準の人口数に応じものであった」が、この改革の一環として成立したフランケン大資本の経済的負担を労働者階級その他の国民各層に転嫁する焦点が関税および消費税に向けられたことは、ユンカーおよび

棄権理由は、賛成がビスマルク戦争政策の支持であり反対は罪 棄権理由は、賛成がビスマルク戦争政策の支持であり反対は罪 奏権理由は、賛成がビスマルク戦争政策の支持であり反対は罪 の母体たる両派は、じつは、すでに、間接税廃止の要求をもった(一八六八年九月の第五回ドイツ労働者同盟大会決議、六九年の月別によって間接税体系へのはげしい批判をくわえた。党解の引用によって間接税体系へのはげしい批判をくわえた。党解の引用によって間接税体系へのはげしい批判をくわえた。党の母体たる両派は、じつは、すでに、不一致を示す。たとえばの母体たる両派は、じつは、すでに、不一致を示す。たとえばの母体たる両派は、じつは、すでに、不一致を示す。たとえばの母体たる両派は、じつは、すでに、不一致を示す。たとえばの母体たる両派は、じつは、すでに、不一致を示す。たとえばの母体たる両派は、じつは、すでに、不一致を示す。たとえばの母体にも両派は、じつは、すでに、不一致を示す。たとえばの母体によって間接税体系へのはげしい批判をよう決議、六九年の日間接続と対象を表し、というは、大型の対象を表し、というは、大型の対象を表し、大型の対象を表し、大型の対象を表し、大型の対象を表し、大型の対象を表し、大型の対象を表し、大型の対象を表し、大型の対象を表し、大型の対象を表し、大型の対象を表し、大型の対象を表し、対

だいにかんする党内対立は、総括予算と個別予算の区別を提起

一プクネヒトは絶対反対の立場をとるが、シュヴァイツァーープクネヒトは絶対反対の立場をとるが、シュヴァイツァーーブクネヒトは絶対反対の立場をとるが、シュヴァイツァーーブクネヒトは絶対反対の立場をとるが、シュヴァイツァーーブクネヒトは絶対反対の立場をとるが、シュヴァイツァーープクネヒトは絶対反対の立場をとるが、シュヴァイツァーーーブクネヒトは絶対反対の立場をとるが、シュヴァイツァーーーブクネヒトは絶対反対の立場をとるが、シュヴァイツァーーーブクネヒトは絶対反対の立場をとるが、シュヴァイツァーーーブクネヒトは絶対反対の立場をとるが、シュヴァイツァーーーブクネヒトは絶対反対の立場をとるが、シュヴァイツァーーーできない」といった具合の矛盾をふくんだのだった。予算もんできない」といった具合の矛盾をふくんだのだった。予算もんできない」といった具合の矛盾をふくんだのだった。予算もんできない」といった具合の矛盾をふくんだのだった。予算もんできない」といった具合の矛盾をふくんだのだった。予算もんできない」といった具合の矛盾をふくんだのだった。予算もんできない」といった具合の矛盾をふくんだのだった。予算もんできない」といった具合の矛盾をふくんだのだった。予算もんできない」といった。

れは、うちつづく財政赤字の補填をねらって、農業関税の引きめざすビスマルクの意図に反したことが注意される。さらにかての交付金制(帝国収入の配賦)――は、帝国財政の安定化を

原型を形成していったのであり、著者は慎重にとうした状況を否定されたわけではないが、かかる思潮は、党の運命的分裂の不定されたわけではないが、印紙課税にかんれんした取引税につ、門層階級の租税負担軽減に役だつかぎり、これに賛成した(カイザーやメーリンクの見解)。間接税と予算の拒否がした(カイザーやメーリンクの見解)。間接税と予算の拒否がした(カイザーやメーリンクの見解)。間接税と予算の拒否がした(カイザーやメーリンクの見解)。間接税と予算の拒否がした。ハーゼンクレーヴァーは軍国主義経費の削減に賛成し、した。ハーゼンクレーヴァーは軍国主義経費の削減に賛成し、

悪的ボナパルト政策の協力を意味し、賛成派(ラッサール派)

は、フランスの侵略にたいするドイツの防衛戦争であるという

のであった。一八六七年一〇月の兵役服務法討議にさいして、リ

叙述の布石としてえがきだすのである。

会で予算賛成の票を投じた。賛成側は、帝国議会と地方議会の 紙税・消費税の増徴、タバコ製品税引あげ、葡萄酒税新設が企 らである。党の支持なくして批准不可能であった。陸軍強化案 現にあるのみならず、ユンカー孤立化のための闘争であったか なるとかんがえ、これに賛成の態度をとったのは、カプリヴィの の伸長につれて予算協賛もんだいは、 勝利を与えるべきでなく、原則をして勝利あらしめよ」)。党勢 括予算の拒否、原則を維持せよと迫った(「便宜や合目的性に の回避、地方性への適応を論じ、反対派は、特殊性の否定、総 ちがい、時と場所に応ずる戦術手段、機械的なアジテーション 階級比重の大きい南独では、党議員が九四年バイエルン邦国議 る以上、拒否される。しかし、かの予算協賛にかんして、農民 使用するのでなければ承認しうるとし、このばあい、後者であ 取引所税は間接税負担の減免に利用されるか軍国主義的目的に 貫徹、予算権剝奪、間接税増徴の三点がその理由であったが、 み採択)。党は、 提案全体にたいして反対した。 基本方針の未 図された(反対おおくわずか富籤税および取引所税引きあげの の財源調達方法として、邦国にたいする資金交付金の確定、印 政策が党の基本要求---関税体系の全面的撤廃--の部分的実 はげしい論争の対象とな

約として具体化される。党は、関税率の引さげが農民の利益に

年の大通商条約、九三年の小通商条約、九四年の対ロシア通商条税引さげによる独占資本の世界市場進出策がとられ、一八九一ビスマルク退陣ごにカプリヴィが登場して陸軍強化と農業関

るのである (第二章)。 うに、「それ自体は国民の防衛上必要でありかつわれわれの理 引あげ、有価証券印紙課税、ビール、火酒、リキュールおよび 法、一九〇〇年六月第二次艦隊法の成立とその財源たる印紙税 党内は、カルヴェル、シッペルの修正派と原則派のカウツキー 投票するであろう」ときめつけた。関税もんだいについても、 国民の自由が保証されるならば、これに協賛することができる」 想や原理と無関係な軍事費がある。……かかる軍事的要求は社 本の結合が結集政策の基盤である。一八九八年三月第一次艦隊 の引きあげによる艦隊建設の財源確保というユンカーと独占資 主義の内外市場の支配へむかう要請のためであった。穀物関税 ベック党大会で、原則支持のジンガー案が例外規定をもつベー は修正主義をしりぞける。とはいえ、さきの一九〇一年リュー とし、ローザは反対投票を主張、一九〇三年ドレスデン党大会 は「エルフルト綱領」第二部をたてに、画一的な拒否をさけよう が論争者となって相あらそう。予算についても、フェンドリヒ の見解がより大きな地盤を得た場合、彼等は結局軍事案に賛成 かれ早かれ、軍事的要求に協賛する「かも知れない。」……彼等 とのべるものすくなからずいて、反対派ローザは「同志達が遅 会民主主義者もまた、十分な反対給付を得、そのための貴重な いし、軍国主義批判の原則的立場を堅持しつつも、ハイネのよ シャンパン酒関税の引きあげが決定される。党はこの動きにた カプリヴィにかわったホーエンローエの出現は、ドイツ帝国

広田司朗『ドイツ社会民主党と財政政策』

七五)一〇七

ーフな対応の姿勢への変化がなされたとみることができよう」 してのネガティーフな政策対応の仕方から、多少ともポジティ ベル案に敗北したことは、 「資本主義国家にたいする敵対者と

第四号

て、ことごとく否決せられたにもせよ、著者は、党独自の提案 減という政府案より一歩すすんだ独自の相続財産税案を作成し もその効果を否認する。かくして党は、大財産重課、小財産軽 続税の徹底化を強調する。相続税の資本蓄積阻止作用について は、その基本原則にもとづいて相続税以外の租税を拒否し、相 送状税、通行税、動力車税、相続税の採用提案であった。党 経費膨張に対処するビール税とタバコ税の増徴、受領証税、 予算審議権の制限や公債依存への拍車をも疑問視した。後者は て解決しようとする政府の見解」には何も期待できなかったし る。前者については、党は、帝国財政危機の打開を陸海軍事費 党の原理的主張の現実への適用、ポジティーフな形での政策展 が「従来の敵対的否定的な立場の表明に終始するのではなく、 の制限と直接税収入にもとめていたから、「計算上の措置によっ は、こうした帝国財政にたいする改革の第一のこころみであ の「小財政改革」(一九〇四年)と「大財政改革」(一九〇六年) 邦国の財政かんけいを複雑かつ曖昧ならしめた。シュテンゲル にともなう経費膨張をみたしえない結果をまねき、また、帝国と 一八七九年のフランケンシュタイン約款は、帝国主義的発展 運

開への機縁を与えられ、そのための一歩をふみだした」ものだ

は自由派との提携を、急進派は「革命的孤立化」の途を固持し 反対投票を主張する。第三についても事態はおなじく、修正派 決定的事項であるから反帝国主義闘争を展開すべきだといい、 まもることが重要課題であるとしたが、急進派は支出目的こそ が支出目的を阻止しえない以上、経済的負担から労働者階級を

「無花果の葉」にすぎないとし、第二についても、修正派は党

という (第四章)。

利用し、自由派との提携のために直接税を協賛すべきか。第一 担を阻止すべきであるといい、急進派は相続税が間接税増徴の については、修正派は相続税否決にともなう貧困者の莫大な負 出の直接税を承認すべきか、第三に、保守派と自由派の対立を のままにして、なお直接税に賛成すべきか、第二に、軍事費支 は論争をまきおこした。第一に、直接税の四倍の間接税をそ 苦境にたつ。のみならず、「軍事的必要からなされる直接税案」 らば、党は拒否の線をおしだしたかも知れぬ。またもや、党は 税を、自由派と社会民主党の提携によって相続税を支持させる) 案され、ことなった政党の支持(保守派と自由派によって間接 の態度である。議案は、間接税と相続税案が個別法案として提 革が成立をみたといわれる。もんだいは、審議過程における党 均衡、帝国と邦国の財政かんけい明確化を目的とするものであ による成立が意図された。両案が統一法案に総括されていたな ったが、相続税案をふくむ政府案のうち間接税からのみなる改 一九〇九年ジードーの財政改革案は、公債累積防止や収支の

対立し、後者はベーベルや党幹部の支持をうけ、マルクス主義 和国樹立のローザとゼネ・スト強行に反対するカウツキーとが た。このころ、急進派内部が分裂傾向を示し、ゼネーストと共

そのばあい、間接税軽減にかかわらしめ、都市租税収益割当の 政もんだいのそとに展開されたとみるべきであろう(第五章)。 正派と急進派の差異が決定的で、急進派と中央派の対立は、財 中央派を形成したが、この時期の財政もんだいにおいては、修 を拒否すべきであるとし、修正派は支出目的と収入調達もんだ 重視し帝国主義的政策の財源たる租税は、いかなる税目もこれ しうる場合には、われわれはかかる直接税、例えば相続税にた の情勢下のようにわれわれが間接税の直接税による代置を達成 が提出される。党議員団は、軍国主義に反対しながら、『現在 もんだいであった。一九一二年に『二重国防法案』とその充足案 主張や自治体政策は、主として修正派に属する人々の展開する と帝国に有利に決定された。注目すべきことに、土地増価税の を要求したが、実現されずに、配分は五〇%、一〇%、四〇% 国、邦国、市町村へそれぞれ、三〇%、一〇%、六〇%の割当 引きあげ、土地投機反対、賃借人への税負担転嫁阻止および帝 の採用(一九一一年二月)は、党の賛成するところであったが いして賛成投票する用意がある」という。急進派は支出目的を 土地増価税(土地取得価格と譲渡価格の差額にたいする課税)

らない」と表明する。

る代置、直接税への賛成投票を是認するさきにのべた方向の確 あろう。しかしこのことが……達成されないとしても……党に 認である。これは、党財政政策の重要な転回を意味した。これ 税配分の仕方をもブルジョア諸政党に委ねることの理由にはな とっては、いまや戦場を完全にあけわたし、闘争を放棄し、新 らの疑念も存しないしまたその収入もすべて有産者にかかるで この収入の拒否に全力をつくすという社会民主党の義務になん 策を中止せしめ……支出の削減を……達成しうるのであれば、 ることにあるとかんがえ、「新税の拒否によって帝国主義的政 快に、これに合致したものであった。かれは、党の容認しがた の費用を賄う租税の負担配分は間接税にかえて直接税を推進す い支出目的が現実に否決されないとき、党の課題は、そのため いわれている。」 ビルファーディングの見解は、まさしく、明 によって、「党は現実に即した客観的租税政策を追求しえたと

内政改革か反帝国主義か。しかも、ジードー財政改革のばあい 支持すべきか、それとも軍事政策反対の原則を貫徹すべきか てはかんたんでない。党は、帝国直接税実現のため財政法案を る拒否の態度は、それなりに明確だったが、財政法案にかんし 改正、邦国の相続権規定が予定された。党の国防法案にたいす 用の財源の確保を窓図し、国防分担金、所有課税、帝国印紙税 度案をはるかに上廻る膨大な計画のため、充足案もまた巨額費 つづいて一九一三年、ふたたび国防法案が提出され、一二年

広田司朗デイツ社会民主党と財政政策

て労働者の現実的利益を主張する立場から間接税の直接税によ いとを切りはなし、支出目的が変更不可能なばあいを前提とし

(五七七) 一〇九

を除外することだといい、使用目的が支持しがたいばあいに 抗議アジテーションに終始すれば、政策決定の場からみずから をあげ、租税負担配分闘争の重要性を強調、「エルフルト綱領」第 働者階級のための租税の作用、(二)経済的強者による租税負担 投票に決定した。党議員団の賛成投票は、一九一三年九月のイ 的とそ重要だとする。ほかに棄権説もあったが、結局、党議員 で軍拡案阻止の党はその前提となる所有税を拒否せよ、使用目 場をとるものと反対のものとにわかれよう。前者は、党綱領の とのべ、直接税推進の幻想性を指摘、原則的立場の貫徹を要求 賛成投票を弁護した。ガイアーは、核心が反軍 国 主義 にある か八一名の提出したそれとが対立する。賛成派ウルムは(一)労 団の意志決定は賛成多数で(五〇票対三七票、薬権七票)賛成 にするなどの理由により、後者は、租税法案先議を主張するの り、直接税実現可能のないばあいに拒否するのは党活動を困難 要求実現、租税の使用目的による租税賛否は綱領に無規定であ トをにぎっていたのである。見解の対立は、提出案に賛成の立 おしだが、財政法案成立は党がいわばキャスティング・ヴォウ とことなり、国防法案は党の反対にもかかわらず成立するみと 一○項の党の要求目標にほかならないとしても、少数派の党が ェーナ党大会でもんだいとなり、ウルムの決議案とガイアーは した。また、ズューデクムが党の財政政策、政治情勢、議会活 労働者に有利な租税に賛成すべきであり、議員団の所有税

> 提案は葬りさられ、かくて一九一三年、党大会において議員団 派の勝利であったが、いまや、党はローザの予見したように、 の直接税賛成投票は承認されたのである。とれは修正派と中央 正のもとに、三三六票対一四〇票で採択され、ガイアーなどの した。白熱の討議のあと、ウルム案はリープクネヒトなどの修 かがもんだいとなれば、戦費を協賛せざるをえなくなると警告 く、議員団の立場が将来戦争の勃発したさいに直接税か間接税 ザはいかなる租税も資本制的生産かんけいをかえるものではな 九一四年の軍事費協賛につきすすんだのである(第六章)。

匹

究や議論は、このブルジョア的関係が永遠につづくという前提 労働者が租税として支払うものは、ながいあいだには労働力の のうえにたっているのである」などから、ふたつの見方がでて ばならないものだからである。」「租税についてのあらゆる研 生産費に加算され、したがって資本家によって賠償されなけれ ことがらだが労働者にはあまり関心をひかない問題である。 失があるとみなす見解がおおい。その根拠は、たとえばマルク **識自体が租税もんだいの無関心ないし過小評価を意味するとみ** を不毛の領域としたとかんがえ、第二は、経済発展の法則的認 くる。第一は、いわゆる賃金鉄則の立場によって租税もんだい ス、エンゲルスのことば、租税は「ブルジョアジーには重大な 科学的社会主義あるいは社会民主主義では、理論的関心の喪

動の詳細を説明して議員団の活動を擁護したのにたいし、ロー

での財政学方法論争の検討をこころみるのではなく、「租税の ないしは財政政策の限界を示すものにほかならない。」著者は、 であり、かくてまた合法則的な社会発展の過程における租税あ 本質規定、租税政策の限界が社会民主党の租税思想においてい マルクスらの財政にかんする理論体系それ自体の検討やわが国 るいは財政の位置づけ、さらには資本制社会における租税改革 見解は、むしろ史的唯物論的視角から租税の本質を規定したの るものであるか否かが問われるべきである。……マルクスらの 問題を論じている事実」やいわゆる経済学プランをも反証とし ば十分であろう。」第二については、第一より重要な意味をも かにうけとめられているかということである」という。 有無よりもその財政の本質認識が財政理論の展開を不可能にす てあげうるし、「また体系的理論のない点については、関心の が間接税による実質賃金の低下を肯定している事実を指摘すれ る。第一の見方については、「さしあたりここでは、マルクス っているが、マルクス、エンゲルスが「折にふれて財政、租税

たつの部分があり、カルマンは前者が理論の決定論的性格を示 両綱領には、発展理論と労働者階級の現実的利益を追求するふ れているとする見解にふれてみよう。ゴータおよびエルフルト し後者が主意主義的政治運動(目標定立的活動) 立として捉えることにしたい」が、両者の対立が綱領に表現さ 党勢力の拡大につれての理論と実践のかかる矛盾の解決が 「党内対立をマルクス主義と非マルクス主義的改良主義の対 であるとし

> らかであろう」と強調する(第一章)。 る宿命論的解釈、自動崩壊論につらなる考え方であることは明 践的活動に対置されるものでもない。カルマン的解釈がいわゆ 部が相容れないとみる見解はあやまりである、「少なくともマ 修正主義であるという。しかし、著者は、綱領の第一部と第二 る一つの論理的過程を意味するものではないし、その意味で実 動を通じてのみ実現される限りにおいて、その合法則的発展は ばならないのである。……いわゆる発展法則が人間の実践的活 して理解あるいは提起するか否かの問題として考えられなけれ あるか否かの問題は、その要求をマルクス主義的立場と切り離 は明らかに誤りであり……社会改良要求が非マルクス主義的で ルクス主義が社会改良政策をまったく排除すると考える考え方 人間の実践的活動、 したがってまた政治活動をまったく排除す

うながす点にあったが、シッペルやベルンシュタインでは、現 クスの間接税否定は、社会主義のための「管制高地」の成熟を わけ、第三の根拠は修正主義とのかんれんで注意される。マル 働需要の減少(失業)、第三に、生産力発展阻害であり、 の論拠は、第一に、労働者負担、消費者負担批判、第二に、労 **闘争批判であり『エルフルト綱領』新解釈であった。間接税否定** 賛成されうるものがあると主張した。これは従来の間接税反対 反対し、直接税でも反対しなければならないもの、間接税でも ちにウルム、ベルンシュタイン、クーノーらが概念の固定化に 党の間接税概念規定は、ラッサールの概念を継承したが、の

(五七九) 一一一

第三十五巻 第四号

(第二章)。 存社会における労働者階級の経済的地位向上のためなのである

政治権力の存在というふたつの条件が必要であるといい、しか が労働者階級の運動方向を指示することにあるという。だが、 た。かれは、現実的可能性のない租税政策のうちだされる所以 は極度に短期間であるかもしくはおそらく発生しないとかい し、このふたつは排斥しあうものであるからその実現可能期間 は、資本主義的生産方法の存続とプロレタリアートの大いなる キーは、「農業問題」のなかで社会民主主義的財政政策の実施に 会を基礎とする租税政策的要求をうちだしうるか。初期カウツ る。党は社会主義社会の実現に志向するかぎり、本来資本制社 課税限界であり、他は租税政策実現の条件にかんするものであ よ、後者において提起されないもんだいが存在した。ひとつは たのである。直接税要求が間接税拒否の楯の半面であるにせ ないし、第二に租税使途を社会的生産力の発展にかからわしめ る。生産力理論は第一に課税の限界もんだいに逢着せざるをえ 金と消費基金にわけ、後者にたいする課税が主張されるにいた あった。けれども、このことは剰余価値自体を区別して蓄積基 原則の適用であるが、これは原理的には剰余価値課税の提唱で 党内外諸条件の変化は、カウツキーの意識をかえ、「われわれ が強力になればなるほどわれわれにとってますます重要となる 間接税否定の論拠は直接税要求のそれである。つまり、応能

視点(財政もんだいの現実的処理)が問題となる」と吐かせたし

低下させるとした。租税協賛の論議は、第一に帝国政府目体がの適用」であり、後者は、原理的拒否の立場が党の議会活動を

提にもとづく未来の予測のために、わが労働者階級の現在の利主張し、急進派が「ただ漠然とした虚偽の歴史的発展という前ベルンシュタイン、クーノー、ウルム らは 明瞭に租税政策を(五八〇) 一一二

益を無視する」(クーノー)と非難した(第三章)。

軍事費、宮廷費など)と一定の条件下で是認する経費 らないと論難する。ベルンシュタインは、党の反対する経費 費であり、改良派の根拠を形成した。ローザは、帝国と地方を 者は敵対性だが、後者は合目的性だという。この区別は、帝国 たのであった。左派は予算もんだいを原理的に把握し、改良派 る経費(教育費、社会政策費、芸術奨励費など)の三にわかっ 民地費がおおく、後者は国民生活に直接かんれんする文化的経 予算と邦国予算の処理にむすびつく。前者の支出は軍事費、 予算承認の態度であった。個別予算と総予算の区別は、 は戦術とかんがえた。前者は戦術とは「原理の破棄でなくてそ 察費、産業奨励費、スポーツ費など)と積極的に要求し是認す 通じて階級的性格は不変であり、量のもんだいに還元してはな カウツキーは、総予算がだれにたいして予算を協賛するかが第 実践の妥協の産物であるが、改良派の協賛に根拠をあたえた。 は、このケースを否定し、修正主義者は、南独におけるように 一義的であるに反し、個別予算は何を協賛するかであって、前 予算協賛の公式的見解は、例外的ケースを是認した。 (司法警 急進派 象をものがたるのである(第四章)。

の生産性を論じ、使用目的の生産性を租税政策の重要視点とみ

を排除していく道を示した。そのさい、カウツキーが経費使途 い論戦の的となった予算と租税の協賛もんだいは、第三の見解 させようとする。一九世紀九〇年代から長年にわたってはげし

なしたことは、このような経済学的分析による政治的側面の捨

ブルジュワジーの外面的譲歩にたいして党の基本的立場を対置

場は支出目的を決定的な基準とみて、直接税と間接税のいずれ をとわず、いっさいのものを拒否し、社会主義的理解をふかめ、 改革のための政策を推進しようとするものであった。第三の立 相続税を提案し、第二にジードー財政改革以降租税法案が個別 べきという立場で、予算協賛を通じて他党との提携により社会 いばあい、目的と手段をきりはなして労働者の現実利益をとる その第二は支出目的の拒否にかわりないが、拒否がつらぬけな かんけいなく党綱領要求の租税は承認されなければならない、 にあたえられたことによる。党の第一見解は支出目的の如何に 化され、間接税案とかんけいなく相続税を実現する可能性が党

> えることは、これまた誤りである。」この立場での租税政策的要 あるにせよ、「租税政策的要求を打ち出すことが無用であると考

本制的本質を論定した。しかし、現実の資本主義国家における

あるのみでなく、そのこと自体を目標に掲げることは誤り」で 敵対的政府の下では、社会民主主義的租税政策の実現は困難で

たがって、この立場では、「現実政策的な要求のための理論的 的利益を追求するのでもなく、労働者の政治的自覚、アジテー 求は、租税による社会変革を意味するのでも労働者階級の現実 質である。この立場では、「財政の本質認識自体が財政と経 にもかかわらず、じつは同様の性格をもつもののたぐいとは異 有かんけいに規定された国家

■政策主体を前提にした財政学(存在しえないというべきである。」 いいかえれば、 この 立場に 基礎を提供するという意味での租税理論、財政理論ももちろん スミスやワグナー)のような一見反対の主張をおこなっている 条件」なのであり、従来のように資本主義的生産かんけいと所 とっては、「政策主体の変更」とそが「積極的政策展開の前提 ション、大衆啓蒙の役割を中心とすべき性質のものであり、し

ずからの規定をあたえる。 租税改革の一部性と改革の限界を、すなわち財政かんけいの資 クス主義(改良主義ないし修正主義)に大別しうる。前者は、 もんだいをあきらかにしたのち、むすびの第五章において、み 著者は、このように党の政策史とその根拠にふくまれる基本 党内対立の基本的なふたつの立場は、マルクス主義と非マル

(五八一)一二三

論、後期では経済学的分析が、ともに修正主義的見地にむすび

とかんがえ、初期では消費者利益の擁護という倫理的分配修正 みかさねがいわば直線的に社会化ないし社会主義への途である 済、かくてまた国家と経済的土台の統一的な把握によってはじ

めて可能となるのである。……財政学は本来経済学でなければ

ならないのである。二後者は、社会政策やその他の改良方策の積

あった。 力機構克服の欠如という正真正銘の修正主義におちいったので力機構克服の欠如という正真正銘の修正主義におちいったので

よび社会発展の理論をふまえるものでなければならない。その 格、……運動法則を実践的な立場において究明する経済理論お る。それと同時に、そのようなものとしての財政学が従来のブ な意味においてのみ財政学は経済学でなければならないのであ 改めて両者の関連を捉えるものでなければならない。そのよう ことは、財政の経済的側面が社会発展の基本的動力である経済 びつきにおいて問題を考察することが要請される。しかしこと 的要求を可能にするためには……土台としての経済過程との結 法則性を獲得し、批判的政策体系にたいするゆたかな基礎づけ る国家財政の役割を明らかにすることによって、財政理論は合 ルジョア的性格を脱皮するためには、資本主義社会の歴史的性 づけ、財政問題の限界認識を前提とし、その前提にもとづいて い。国家と経済の統一的把握を志向する財政範疇の正しい位地 の基礎過程と同列視されることを意味するものではけっしてな を可能とするであろう」といわれ、修正主義的見解はもちろ ような歴史的認識をふまえ、資本主義発展に対応してあらわれ というのも、この立場は理論的考察についてはほとんどみるべ ん、マルクス主義の立場もこの課題を達成したわけではない、 そこで、著者は、「社会民主主義が財政の科学的認識と政策

き成果をあげず、租税に比して経費分析はほとんどなされてい

の党分裂の必至をものがたるものであるといわれる。の党分裂の必至をものがたるものであるといわれる。の既利の一因をつくったと主張する。さいごに、著者は、党のの勝利の一因をつくったと主張する。さいごに、著者は、党のの勝利の一因をつくったと主張する。さいごに、著者は、党のの勝利の一因をつくったと主張する。さいごに、著者は、党のの党分裂の必至をものがたるものであるといわれる。

財政政策・財政学・財政思想

五

すべ、構造改革論の本質照明にも寄与したいという現代史的観点を通じてマルクスの財政学のメダルの裏側を解剖して財政学の発生に、ドツ正統派財政学のメダルの裏側を解剖して財政学の第三に、ドツ正統派財政学の歴史をかえりみようとするもんだいのである。まず第一に、著者が財政理論と政策とのかんけいにのである。まず第一に、著者が財政理論と政策とのかんけいにのである。まず第一に、著者が財政理論と政策とのかんけいにのである。まず第一に、著者が財政理論と政策とのかんけいにのである。まず第一に、著者が財政理論と政策とのかんけいにのである。まず第一に、老者が財政理論と政策とのかんけいにのである。まず第一に、老者が財政理論と政策とのかんけいにのである。まず第一に、著者が財政理論と政策とのかんけいにのである。まず第一に、著者が財政理論と政策とのかんけいにのである。まず第一に、ともすれば修正主義的立場による目数定のたしかさ、第二に、ともすれば修正主義的立場による目数定のたしかさ、第二に、ともすれば修正主義的立場による目数定のたしかさ、第二に、ともすれば修正主義的立場によるに対してマルクスの財政学のメダルの裏側を解剖して財政学の条件構造をとらえようとされる視角、さらに、第四にという現代史的観点を通じてマルクスの財政学のよりにより表情によります。

欠な時代であるはずである。 は著者のなみなみならぬ成果と態度である。おしむらくは、著自身もいわれる場所的 時期的制約であり、とりわけ時期的 学がいわゆる財政社会学によって批判をこうむる 時代 をは さ 学がいわゆる財政社会学によって批判をこうむる 時代を は さ 学がいわゆる財政社会学によって批判をこうむる 時代を は さ 学がいわゆる財政社会学によって批判をこうむる 時代を は さ は 著者のなみなみならぬ成果と態度である。おしむらくは、著

た。」しかし、著者のもんだい設定は、わたしのかんがえでは、 者みずからもいわれるごとく、「素描の域を出ない結果に終っ み、おさえうるものである。正統派財政学とのかんけいも、著 どういう特殊性に起因したのであろうか。こうした点は、おそ 対立という不幸な状況の現出は、ドイツ資本主義の、また党の たのではないだろうか。党内マルクス主義と改良主義の抽象的 は、当時の特殊ドイツ的諸条件が主体的にも客観的にも存在し 次戦後イタリアの構造改革論がかならずしも修正主義にむすび とと「二重権力」下のレーニンの国家独占資本主義論とか第二 抬頭を党勢力の拡大と現実政策の必要に帰しているが、このこ 亀裂がひそむことはみとめていいであろう。著者は修正主義の ても、それだけに、もんだい設定と本論とのかんけいに一種の けっして本書のみのそれではなく、本書をさきがけとする著者 らく、修正主義の生成理由をふくむ歴史の全体構造のなかでの つかないこととは、どうかんれんするのであろうか。そこに 本書が着実な研究であることは、すでにあきらかであるとし

の意味では、本書固有の欠陥なのではない。

民主党の経験と具体的に密着し党のあやまりを内在的に克服し ろが、著者は、ことからさらに、マルクス主義的立場の財政も く、わたしの前掲小稿での力点のひとつもとこにあった。とと おもわれるこのことが、十分に、指摘され確認されたことがな 本書のさわやかな最大功績のひとつであるとおもう。自明とも 体系の対置)でしかありえないから、それがアジテーション、 だす政策的要求は敵対的政府の実施する政策批判(批判的政策 しつつこれに対応する従来の財政学とは異質であり、そのうち わせない、したがって、国家=政策主体(支配権力) 策のための理論的基礎を提供する租税理論・財政理論ももちあ 税政策、ひいては財政政策に積極的な意味をあたえないし、政 クス主義者は社会主義の実現にあくまでその目標をさだめ、 りに抽象的・一般的で、どこをどのようにすれば、ドイツ社会 ものでなければならないといわれる。との結論的総括は、あま での経済学でなければならないし、社会発展の理論をふまえる の基礎過程とを同列視しないで両者のかんれんをとらえる意味 ければならない、しかし、そのばあい、財政の経済的側面と経済 と政策的要求を可能にするためには、財政学は本来経済学でな んだい把握のあり方にふれ、社会民主主義が財政の科学的認識 大衆啓蒙の役割を中心とすべき性質のものであるという規定は わたしは、著者の歴史研究にもとづく結論、 すなわち、 jν

うるのかが不明瞭である。また、著者はマルクス主義の立場がき、大いでは、経済学的分析のことろみは改良主義にむすびつくといわれる。むしろ、前者は実践的にも理論的にも原則主義で具体化に無関心であり、後者は具体化を原則の修正にまで高揚したいではないとおもうし、かかる対立が、なぜ、統一しえなかるのではないとおもうし、かかる対立が、なぜ、統一しえなかったかという視角からの分析と教訓にとそ、われわれの本書にったかという視角からの分析と教訓にとそ、われわれの本書にったかという視角からの分析と教訓にとそ、われわれの本書にったかという視角からの分析と教訓にとそ、われわれの本書にったかという視角からの分析と教訓にとそ、われわれの本書にったかというである。第二部第五章三における説明ないまるのではなかるののである。第二部第五章三における説明ないまるのではなかるのではなかるのである。

基礎は資本主義社会の矛盾の分析であるけれども、現実の運動は政策にはなく運動のなかに実践をおく。運動的実践の科学的であるが、方法論上、重要なのである。支配権力を前提者のもんだいも、方法論上、重要なのである。支配権力を前提者のもんだいも、方法論上、重要なのである。支配権力を前提者のもんだいも、方法論上、重要なのである。支配権力を前提をする財政学は、みずからの実践を政策的実践としての財政政とする財政学は、みずからの実践を政策のよいでない。この三、財政策・財政学・財政思想のことばを使用される。そのさい、政政策・財政学・財政思想のことばを使用される。そのさい、政政策・財政学・財政思想のことばを使用される。そのさい、政政策・財政学・財政思想のことばを使用される。そのさい、政政策・財政学・財政思想のことばを使用される。そのさい、対政策・財政学・財政とは、本書のいたるところで、財政政策・対域の表示を持続を表示している。

はみずからのスローガンを必要とする。そうしたものの全体がはみずからのスローガンを必要とする。そうしたものの全体がはみずからのスローガンを必要とする。そうしたものの全体がはみずからのスローガンを必要とする。そうしたものの全体がはみずからのスローガンを必要とする。そうしたものの全体がはみずからのスローガンを必要とする。そうしたものの全体がはみずからのスローガンを必要とする。そうしたものの全体がはみずからのスローガンを必要とする。そうしたものの全体がはみずからのスローガンを必要とする。そうしたものの全体がはみずからのスローガンを必要とする。そうしたものの全体がにいっさいの現実を全面的・絶対的に把握しうるとはかぎらなといっさいの現実を全面的・絶対的に把握しうるとはかぎらなといっさいの現実を全面的・絶対的に把握しうるとはかぎらなといっさいの現実を全面的・絶対的に把握しうるとはかぎらなといっさいの現実を全面的・絶対的に把握しうるとはかぎらなといっさいの現実を全面的・絶対的に把握しうるとはかぎらなといっさいの現実を全面的・絶対的に把握しうるとはかぎらなといっさいる。

学的認識に依拠しつつみずからのスローガンをかかげる(うら学的認識に依拠しつつみずからのスローガンをかかげる(うら学的認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがげる(うら学的認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがげる(うら学的認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがげる(うら学的認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがげる(うら学的認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがげる(うら学的認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがげる(うら学的認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがげる(うら学的認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがげる(うら学的認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがげる(うら学の認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがげる(うら学の認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがげる(うら学の認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがげる(うら学の認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがげる(うら学の認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがげる(うら学の認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがける(うら学の認識に依拠しつつみずからのスローガンをかがける(うら学の記述)

いが、実践はつねに全面的・絶対的な認識を必要とする。理論

思想というばあい、かかるものとしての財政綱領思想と財政政 させる道にほかならないからである。ドイツ社会民主党の財政 張の根拠は、原則を堅持しつつこれを歴史的実践のなかで貫徹 綱領もまた綱領思想として、租税の公平、経費のくみかえ動議 理論の性格が濃厚であり、財政の矛盾の分析たるマルクス主義 策思想(支配の側の思想)とが混入したものとわたしはみた の科学的手続きとは、その視角をことにするようにおもわれ い。修正派の財政理論的分析は、財政政策の基礎づけとしての がえしていえば科学的認識はかならずも思想を排除しえない)。 縮少、強度の累進税、地方財政の拡充をとなえる。かかる主

党大会をふくむ年表や事項および人名索引の欠落であって、こ ない学問的真摯は、近来ともすればジャーナリスティックな筆 ばならない。過去のわが国における諸研究と比較しても、視野 うした書物には是非ともそなえてほしかった。著者のご研鑽を ニュメントである。残念なのは、紙幅のためであろうか、党史 こころからいのるとともに、続論の公刊を期待してやまない。 にながれる砂のごとき出版物のなかにあって、かがやかしいモ の広大性はあきらかであるし、無数の原資料に内在するたゆま くりかえすまでもなく、本書の業績はたかく評価されなけれ (1) 以下については、前掲小稿をみよ。これはわたしとし ても試論にすぎず、整理不充分なことを痛感している。 ドイツ社会民主党と銘うつものは論文にかぎられる。

書となりうる。

大内兵衛「ドイツ社会民主党の租税に関するテーゼ(一 三二年四月号、吉田髲太郎「ドイツ社会民主党の財政政策 九一三年)」「大原社会問題研究所雜誌」第七巻第一号、昭 間接税論」『一橋論叢』第二九巻第二号、佐藤進「ラッサ 三、六号、第三巻第一号)、大陽寺順一「ラッサールの 党員の個別研究は広田氏によるもの(「ベルンシュタイン 論」鈴木武雄 武田隆夫編[財政学』[三二]昭和三一年。 党初期の財政論」『三田学会雑誌』第五〇巻第四号、 同『租税論』昭和三二年所収、大島通義「ドイツ社会民主 和五年三月号、井藤半弥「ドイツ社会民主党の租税政策 の人間史的肉づけとしてまとめられると精彩をはなつ一 に言及するいとまはなかった。著者の個別研究は、党史 解説。これらのものと本書との対比による本書の独自性 記念論文集、大内力訳『間接税と労働者階級』(岩波文庫) ールの間接税論について」『武蔵大学論集』開学一〇周年 クーノーの租税思想」『関西大学商学論集』第一巻第六号 の財政思想」『山口経済学雑誌』第六巻第一、二号、「H 「カウツキーの財政思想」『関西大学商学論集』第二巻第

(五八五) 一一七